

山梨県建設会館 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和2年7月1日
(一社) 山梨県建設業協会

山梨県建設会館の使用については、新型コロナ感染拡大防止に向け、県から示された「施設における感染拡大ガイドラインの作成基準」をもとに、次のとおり行うこととする。

【3密の回避】

①換気設備の設置等

- 換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 換気設備の活用と、1時間に1回程度、窓を開けて換気を行う。

②人と人との距離の確保

- 会議室利用時は机1脚に1人掛けとすることを徹底し、最低1mの対人距離を確保するよう要請する。
- 利用者のエレベーターの使用は、他の利用者との距離を保ち、混んでいる時は利用を避けることとし、高齢の方、障害のある方及び荷物の搬送に必要な方を優先とする。

【その他の感染防止対策】

③マスクの着用

- マスクの着用について、職員が遵守するとともに、利用者には利用前に参加者に周知を行うよう要請する。

④手洗い・手指消毒

- 職員は定期的に、手指消毒、手洗いを実施する。
- 会議室の入口に手指消毒液を設置するよう会議室利用者に要請し、参加者に対し入室前の手指消毒を促す。

⑤体調チェック

- 会議室利用者に対して、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、施設を利用しないよう参加者にあらかじめ呼び掛けていただく旨、要請する。

⑥トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。

⑦喫煙スペースの使用制限

- 建設会館内は全面禁煙とする。（加熱式タバコも含む。）
- 喫煙スペースを利用する際は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう表示する。

⑧清掃・消毒

- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の弱酸性次亜塩素酸水等を用いて定期的に清拭消毒を行う。
(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、マイクなど)